

インフルエンザ予防接種開始日のお知らせ

○神戸市インフルエンザ予防接種

1. 実施期間

令和4年 10 月 1 日(土)～ 令和5年1月 31 日(火)

2. 対象者 (いずれも神戸市に住民登録のある人が対象です。)

(1) 高齢者定期予防接種

- ① 接種日時時点で満 65 歳以上の人
- ② 接種日時時点で、満 60 歳から 64 歳で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人および、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人(身体障害者手帳1級及び同程度以上の人)

(2) 小児予防接種独自助成

接種日時時点で満 1 歳～12 歳の人

(3) 行政措置予防接種

接種日時時点で生後6か月～満 64 歳の人

- ※ 高齢者定期予防接種対象者を除きます
- ※ 費用助成は上記(2)小児予防接種独自助成対象者に限りませんが、神戸市健康被害救済制度の対象となります。
- ※ 今年度は、令和 2 年度のような「優先接種」はありません。

3. 接種料金・助成額

(1) 高齢者定期予防接種

接種料 5,434 円(内訳:被接種者自己負担額 1,500 円、神戸市助成額 3,934 円)

- ※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付制度受給者、神戸市公害被認定者は自己負担額が無料となります。

(2) 小児予防接種独自助成

1 回目の接種に対し、助成額 2,000 円(※ ただし、多子世帯は、2回目も 2,000 円助成)

- ※ 医療機関で設定する料金のうち助成額 2,000 円を差し引いた額を被接種者にご請求下さい。
- ※ 1歳～12 歳の方は2回接種が必要であり、1回目は初診相当として接種費用が高いため、原則、1回目を接種した医療機関で2回目の接種も行っていただくようご協力をお願いします。
- ※ 令和2年度より、経済的負担の大きい多子世帯に対し、2回目の接種に 2,000 円の助成を実施しています。助成の対象となる多子世帯とは、接種日時時点で、同一世帯に 18 歳未満の児童が 2人以上いる世帯です。助成対象となる多子世帯かどうかは、きょうだいの母子健康手帳や健康保険証等でご確認頂きますようお願いいたします。

4. 他の予防接種を受けている場合の接種間隔

- (1) インフルエンザワクチン是不活化ワクチンであり、接種間隔の制限はありません。新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔の規定は廃止されたため、接種間隔の制限なく、同時接種も可能です。